

**無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 3 回）**  
**議事要旨**

1. 日時

令和 4 年 6 月 14 日（火）9:00～11:00

2. 場所

Web 会議

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、林構成員、  
赤澤構成員（パナソニック）、新井構成員（シャープ）、城田構成員（クアルコム）、  
醍醐構成員（リコー）、高橋構成員（アンリツ）、成瀬構成員（バッファロー）

(2) オブザーバー

登録証明機関:

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピーリサーチ、  
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省:

内閣府規制改革推進室

(3) 事務局（総務省）

中里電波環境課長、松宮電波環境推進官

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 前回議事要旨について
- ・ 日欧米比較調査の中間報告
- ・ 登録証明機関ヒアリング
- ・ 今後の検討について

(3) 閉会

5. 議事の経過

(1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第 2 回検討会議事要旨についての説明が行われた。

(2) 日欧米比較調査の中間報告

事務局から、アドホックグループにおいて検討を行っている日欧米比較調査の中間報告が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

① 欧米試験データの活用について

・日本における測定機器の設定が欧米と異なる場合も、試験方法に日本の条件を満たすものが含まれていれば活用可能とし、項目ごとに精査するイメージで良いか。

(事務局による回答)ご認識のとおりである。設定についても個別に精査し、条件となる項目について検討を進める。

② 日欧米の技術基準・試験方法に関する海外調査について

・欧州においては自己宣言のため、DFS(Dynamic Frequency Selection)機能の要件を満たさない事例は起こりうると考えていたが、米国においては認証のため、試験を実施しているはずである。気象レーダとの干渉事例が発生するのは、DFS 機能を無効化できる状態で製品が流通していることが原因か。

(事務局による回答)FCC 規則で DFS 機能を変更できないようセキュリティ要件が課されており、本来であれば干渉事例は発生しないはずだが、実際には無効化されており、干渉を与える事例が発生している。FCC が TCB(Telecommunication Certification Body)と共に一定数の製品に関する市場監視を毎年実施しているが、DFS に関する不適合製品の割合までは確認できていない。実際に発生した干渉事例に対する制裁措置は DFS を無効化できる製品に対するものが多い。

・本検討において市場監視を調査する位置づけを確認したい。

(事務局による回答)欧米の試験データ活用にあたっては、欧米の試験機関において試験した結果として適合と判断されたものに対して受入れ判断を行うことになると思うが、市場監視の結果を踏まえると、試験レポートだけでは各機器が要件を満たしているか判断できない可能性がある。試験データがどの程度オーソライズされているかは国によって異なり、試験に合格し市場に流通する製品であっても干渉を起こしている事例があることが分かったところ。そういった製品をそのまま日本に受け入れる判断を下すことは難しいのではないかと考え、調査結果を紹介した。

・欧州における認証について、試験基準そのものに問題はなく、それに沿って試験をしていれ  
ばうまく作動しないとは考えにくい。試験レポートの信ぴょう性に関する懸念というよりは、  
欧州においては自己宣言のため審査主体に問題があるかと思う。試験レポートがあれば  
正しく動くと認識している。

・先コメントを踏まえ、適合性の問題と利用方法が不適切であるという問題は分けて議論す

る必要があるように感じた。欧米いずれにおいても、多くの障害が DFS 機能の回避によって発生しているように見えるため、試験レポートのデータとの関係を明確にしていきたい。DFS 機能の不適切な利用による不適合と、試験結果による不適合は取り扱いが異なるため、今後整理する際は注意いただきたい。

(事務局による回答)DFS 機能については、ユーザによる変更制限が技術基準に含まれている。技術基準に適合していないケースと、技術基準には適合しているものの悪意を持って変更しているケースを分けて検討する。

(3) 登録証明機関ヒアリング

登録証明機関 2 者からヒアリングを行い、その後質疑応答を行った。

(4) 今後の検討について

事務局より今後の検討について説明があった。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・日本・米国では認証の過程に第三者がデータを確認するプロセスが含まれるが、欧州では自己宣言が認められており、このプロセスが含まれていない。これを認証として扱うかのスタンスを事務局には明確にしていきたい。

(5) その他

事務局より、次回検討会は 7/21 に開催する旨の連絡があった。

(以上)